

第36回半田市農業委員会総会議事録

令和8年5月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第108号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第109号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第110号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の1第7項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第2番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第3番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第4番	新 美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第5番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第6番	榊 原 久 美	出席			
第7番	堀 寄 純 一	出席			
第8番	石 川 敏 彦	出席			
第9番	藤 野 道 子	出席			
第10番	石 川 明 美	出席			
第11番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	青 木 美 希	書記	夏 目 千恵子
書記	安 本 源		

事務局

ただ今から第36回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。田植えの最盛期を迎え、お忙しい中の出席ありがとうございます。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、2番の小栗絵里委員と3番の岩橋克己委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の夏目氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第108号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、5件出ております。はじめに番号803-5について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は相続により取得しましたが、耕作困難のため譲り渡したいとするものです。譲受人は申請地の隣地で耕作を行っている農地所有適格法人であり、苗場として利用することで営農規模の拡大を図りたいとするものです。申請地には200㎡未満の建物があり、農業用の施設として利用を行うものです。

場所については、別冊1頁をご覧ください。すでに苗場として使用されており、問題ないと考えます。

議長

番号803-5につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

申請地にある建物が200㎡を超えていた場合、どのような申請が必要になっていましたか

事務局

農地法5条許可申請が必要になります。

議長

番号803-5につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 803-5 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 803-6 について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢になったため、譲り渡したいとするものです。譲受人は申請地の近隣に住んでおり、耕作をするには非常に便利であるため取得したいとするものです。

場所については、別冊 1 頁をご覧ください。申請地には問題ないと思われます。

議長

番号 803-6 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 803-6 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 803-6 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 803-7 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢のため耕作ができないことから、譲り渡したいとするものです。譲受人は所有地の隣地である申請地を取得し、栗を育てたいとするものです。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。申請地は四方を建物に囲まれており、進入ができないことから草刈もされていない状況です。今後隣地との一体利用が見込まれ、農地として改善されていくことを期待してよろしいかと思います。

議長

番号 803-7 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

申請地の接道は無しでよろしいですか。

委員

接道はありません。現場の写真は申請地の北側から撮影しましたが、申請地の奥にある建物を取得したため、初めて進入できるようになる土地でした。

議長

番号 803-7 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 803-7 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 803-8 について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は、相続により取得したが市外在住のため耕作は困難とのことです。譲受人は、野菜や花の耕作のため申請地を取得したいとするものです。場所については、別冊3頁をご覧ください。申請地で譲受人が片づけを行っており耕作準備に入っていました。前の耕作者が残した作物の木もありましたが、生育を続けるとのことです。農業用用水も利用できるため、申請に問題は無いと思います。

議長

番号 803-8 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 803-8 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 803-8 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 803-9 について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は、相続により取得したが高齢のため営農が困難なため売却を希望しています。譲受人は、営農規模拡大のため取得したいとするものです。なお、4月総会時の際にも農地法3条許可申請をされています。

場所については、別冊4頁・5頁をご覧ください。特段問題は無いと思います。

議長

番号 803-9 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 803-9 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 803-9 を承認・可決いたします。

続きまして、第109号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件出ております。

番号 805-2 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。賃借権の設定となっており、受人である医院に隣接する駐車場として利用するものです。申請地はすでに駐車場として利用されているため、本申請をもって是正を行うために申請に至ったものです。

場所については、別冊6頁をご覧ください。

議長

番号 805-2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 805-2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 805-2 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 805-3 について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、もともと申請地の近くに住んでおり、トマトのハウス栽培を主で行っていましたが住居を処分するにあたり息子と同居する状況になっていました。将来的に息子・娘に農業を継承することを検討しているため、営農地の近隣へ二世帯の農家住宅を建てようとするものです。もともとの住居は築 70 年を経過し老朽化がひどく、ライフラインも一部利用できない状況であったため建て直しはできないとのことでした。

委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。特段問題は無いと思います。

議長

番号 805-3 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 805-3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 805-3 を承認・可決いたします。

続きまして、第 110 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、1 件出ております。

番号 806-7 につきまして、事務局ならびに担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。借受人は市内で広く耕作を行っている方です。

委員

別冊 8 頁をご覧ください。現地確認を行いました。問題はございませんでした。

議長

番号 806-7 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 806-7 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 806-7 を承認・可決いたします。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 4 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」2 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 11 件、報告第 4 号「農地法第 18 号第 6 項の規定により通知」が 1 件ありました。

添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

報告第1号から第4号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第36回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時40分)

以上議事のてん末を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印

半田市農業委員 _____ 印